

別海町議会会議録

第2号（平成23年9月14日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 15番 中村 忠士 議員
- ② 5番 西原 浩 議員
- ③ 3番 森本 一夫 議員
- ④ 9番 瀧川 榮子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 15番 中村 忠士 議員
- ② 5番 西原 浩 議員
- ③ 3番 森本 一夫 議員
- ④ 9番 瀧川 榮子 議員

○出席議員（18名）

1番	木嶋 悦寛	2番	松 壽孝雄
3番	森本 一夫	4番	今西 和雄
5番	西原 浩	6番	沓澤 昌廣
7番	小林 敏之	8番	安部 政博
9番	瀧川 榮子	10番	山田 信
11番	丹羽 勝夫	12番	松原 政勝
13番	戸田 博義	14番	戸田 憲悦
15番	中村 忠士	16番	佐藤 初雄
副議長	17番 安田 輝男	議長	18番 渡邊 政吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊夫
教 育 長	山 口 長伸	代表監査委員	鈴 木 英世
監 査 委 員	下川原 洋	農業委員会会長	松 田 寅義
総 務 部 長	小 守 正	福祉部 長	田 村 秀男

産業振興部長 土 井 一 典
 教 育 部 長 大 島 登
 農委事務局長 森 本 哲 男
 会 計 管 理 者 上 月 昭 彦
 福 祉 部 次 長 松 本 光 永
 福 祉 部 次 長 松 壽 和 広
 建設水道部次長 天 田 豊
 総合政策課長 有 田 博 喜
 総 務 課 参 事 佐 藤 則 夫
 福 祉 課 長 佐 藤 英 敏
 町 民 課 長 齋 藤 英 彦
 保 健 課 長 佐々木 勉
 特養施設長 村 井 勉
 農 政 課 長 山 崎 茂
 水産みどり課長 笠 原 悦 雄
 管 理 課 長 小 西 健 夫
 事業課技術長 山 岸 英 一
 (病院建設準備室長)
 学 務 課 長 藤 原 繁 光
 図 書 館 長 中 川 浩
 病院事務課長 佐 藤 一 彦

建設水道部長 根 本 幸 三
 監査委員事務局長 半 田 雅 代
 病 院 事 務 長 真 籠 毅
 総 務 部 次 長 有 田 博 喜
 福 祉 部 次 長 齋 藤 英 彦
 産業振興部次長 笠 原 悦 雄
 総 務 課 長 宮 部 正 好
 財 政 課 長 竹 中 仁
 税 務 課 長 田 保 圭 乙
 福 祉 課 参 事 清 水 純 夫
 特養建設準備室長 松 本 光 永
 老 健 事 務 長 清 尾 昌 弘
 デイサービス施設長 中 澤 庄 一
 環境特別推進室長 登 藤 和 哉
 商工観光課長 岡 田 一 芳
 事 業 課 長 天 田 豊
 上下水道課長 永 野 寛 昭
 生涯学習課長 下 地 哲
 出 納 室 長 相 山 一 晴

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 次 春

主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

1 4 番 戸 田 憲 悦

1 5 番 中 村 忠 士

1 6 番 佐 藤 初 雄

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。議場が気温が高くなってきましたら上着を脱ぐことを許可いたします。

それでは、ただいまから第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

14番戸田憲悦議員、15番中村議員、16番佐藤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、15番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は、一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） おはようございます。早速質問に入らせていただきます。

1点目、自衛隊の演習から町民の安全・安心を守るためにというテーマで質問いたします。

その1点目ですが、8月23日未明、陸上自衛隊第2師団高射砲部隊の大型車両が対向車線を突っ切って路外に飛び出し、横転する事故を起こしました。場所は、中西別市街地の入り口で、タイミングによっては、民間人を巻き込んでの人命にもかかわる大事故になっていた可能性もありました。看過できない事故であり、町として自衛隊に対し厳重に抗議するとともに、謝罪と原因を含めた事故の詳細を公表させる必要があると思います。

この事故に関し、町のとった対応並びに見解をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御質問の自衛隊の車両の交通事故に対する町の対応と見解ということでございますが、交通事故の内容につきましては、新聞報道もあったところでありますので、町民の皆さんにも既に御承知のことと思っております。

町といたしましては、8月23日8時10分ごろになりますが、自衛隊員からの交通事故の報告がありまして、防災交通担当職員が現地に向かって、事故現場を確認をしたところでございます。

また、事故発生当日の10時過ぎには、総合政策課から別海駐屯地へ、交通安全に十分に気をつけられるよう申し入れを行ったところでございます。この後も駐屯地と連絡をとりながら、8月25日午後3時30分に、別海駐屯地の司令、そして、業務隊長に直接お

会いをいたしまして、交通事故の発生の防止や隊員に対する交通安全の注意喚起について要請を行ってきたところでございます。

このほか、8月29日午前10時には、第2師団の幕僚長が来庁をされまして、この際にも交通事故の再発防止、また、隊員に対する交通安全への注意喚起、これをお願いをしたところでございます。

また、交通事故に対する見解ということでございますが、今回は自衛隊車両の単独事故でございますが、交通安全の推進には町を挙げて取り組んできております。自衛隊の車両のみならず、私たちは常に交通安全を心がけながら運転をしなければなりません。

新聞報道によりますと、矢臼別平和委員会では、事故原因の公表を求めているというところでございますが、町といたしましては、現在のところ、厳重注意、また、原因を含めた事故の詳細についての公表を求めることは考えておりません。

私といたしましても、日ごろから職員や町民の皆様方に機会あるごとに、交通安全への呼びかけを行っているところでございますし、昨日の道警の発表を見ましても、ことしになって1万1,173件の交通事故が発生しております。そして、113名の方がお亡くなりになられております。そして、1万3,515名の方が負傷されたということでございまして、交通事故により、とうとい命が奪われた方やつらい思いをされた方々がたくさんいることを忘れてはならないと思います。

今回の自衛隊車両の単独交通事故にかかわる、車を運転する皆さんへの安全運転の呼びかけは、これからも声を大にしていかなければならないと思いますし、警察署や交通安全協会ともしっかり連携をしながら、そして議員各位、また、町民の皆様方にも交通安全への注意喚起をお願いしながら、町民一丸となって交通事故ゼロの日がいつまでも続くよう願っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 私の質問の観点は、一般的な交通事故という観点からの質問ではないのです。自衛隊という武装した集団が事故を起こしたということでありまして、しかも、事故を起こした車両は、聞くところによりますと、13トンというかなり大型の車両でありまして、これが事故を起こすということは、先ほど言いましたけれども、タイミングによっては、本当に大きな事故につながりかねないと、そういう問題ですよね。そこで、質問しているわけですが。

未明です。これは、夜を徹して走ってきたということのようでありまして、そういう車両が、かなり疲労しているのでしょうか。そういう車両が町を走るということを、町当局として、よしとするのかどうかと、こういう問題であります。町民の安全・安心の観点からいって、そこに危惧はないのかどうか、町長として心配はないのか、こういうことを私は聞いているのであって、そういう心配、町民に対する安全・安心を守ろうという観点であれば、その原因についてはきちっと聞く必要があるのではないかと、それを言いたいわけです。そこをお答えください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 御質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほどもお答えをいたしたとおり、自衛隊の車両にかかわる、一般車両含めて、交通安全については十分、運転をする方については、事故を起こさない、事故に遭わせないということをしっかり守りながら運転をしてくださいということを常日ごろから注意を喚起、

啓発活動を町民の皆さんの御理解や御協力を得ながら、町としてもしっかりとやってきているところであります。

したがって、今回の事故についても、そういう観点から、町としても総合政策課、また、私も含めて、注意をするようにということを申し上げたところであります。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） もう一度言いますけれども、非常に危険な車両、重量であるということも含めて、危険な走行をしていると。夜を徹して、非常に疲れた状態で運転手が運転をする。そういう危険な運転の仕方をしている。これに対して、しっかりとその状況をつぶさに見ていくということは必要ではないですか、そのことは必要ないのですか。

つまり、事故の原因について、はっきりさせるということは必要ないのですか。これからもうこういうことが起こるでしょう、起こる可能性があります。夜を徹して走るということをこのまま見逃していいのかどうか、町民の安全・安心の観点からいって、いいのかどうかということについては、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えをいたしたいと思いますが、いずれにしても、民間であろうが、民間のトラック含めて、夜間走行されているトラックはたくさんございます。したがって、自衛隊、民間にかかわらず、それぞれの過剰な、長時間にわたる運転を防止しよう、いろいろな注意喚起、また、会社を含めて、それは自衛隊も同じだと思います。そういういろいろな交通事故防止に向けて、それぞれの事業所、我々役場もそうですし、自衛隊も当然そうだろうと。

つまり、交通事故に向けては、しっかり対応されていると思いますし、今回の事故についても、これを受けて、そのようなことがないようにということで、我々は徹底を、注意喚起をさらにしてくださいということを申し上げてきたところであります。今回の事故、自衛隊についても、当然それぞれの内部で、この事故をしっかり検証しながら、それぞれの隊員に対する指導についてしっかりやられる、そのように私どもは考えております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 1点お伺いしたいのですが、どうして事故が起きたかということとは、町長さん、自衛隊にお聞きしたのですか、そこをちょっと確認します。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） はっきりとした原因については、私ども詳細に承知はしていませんが、旭川のほうから夜、こちらのほうに移動しているということで、おおよそ考えられるのは、それによる疲れがあったのではないかとということですが、詳細な原因については、私どもとしてはまだ承知をしておりません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） これからもこういう訓練が行われるとすれば、今回のようなことが起こってはならないというふうに思いますし、なぜこういう事故が起こったのかということについては、とりわけ、一般の交通事故とは別に、大変大きな問題として、その原因を明らかにし、それを再び起こさないというような措置を講じることが、町民の安全・安心にとっては絶対必要だというふうに私は思います。

その点で、今後も、要請はした、自衛隊に対して、かなり上級にまで要請を行っている。あるいは、抗議とまではいかないにしても、注意を促しているということもありますから、その点は了として。

ただし、原因をしっかりとつかんで、二度と再び事故を起こさせないという措置を町としてはとるべきだということを申し上げて、2番目の質問に入らせていただきます。

8月29日から9月9日までを期間として、第7師団による協同転地演習が矢臼別演習場等において行われました。人員3,000人、車両1,000両、うち戦車100両という大変大がかりな演習でした。

町民に対する周知徹底が図られてしかるべきですが、この演習に対する情報は、演習前のものとしては、8月10日付で町のホームページに掲載されたもの以外はありませんでした。町の最低義務としての町民への積極的情報開示、周知徹底とはほど遠いものです。

今回の協同転地演習についての、町の町民に対する情報開示、周知徹底のあり方については問題を感じます。町の見解をお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） 御質問についてお答えをいたしたいと思います。

議員から御質問のありました平成23年度協同転地演習、師団等転地、こちらのお知らせにつきましては、北部方面総監部陸幕広報室から8月4日付で通知がございましたので、8月10日付で町のホームページに掲載するとともに、広報べつかい9月号に掲載し、町民の皆様方にお知らせをしたところでございます。

また、8月29日午前中に、町民の方から周辺町民等の関係者に対して、毎月駐屯地から通知がございました。矢臼別演習場における訓練の実施の通知と同様に、ファクスあるいは文書等による通知をすべきではないかというようなお話がございまして、8月30日になりましたけれども、郵送あるいはファクスにより通知を行ったところでございます。この通知は中村議員のお宅にも届いているかと思っております。

このように、町といたしましては、8月10日に町のホームページでお知らせを行い、9月号の広報べつかいのお知らせ伝言板に掲載し、8月30日には、演習場周辺の皆様方にファクス等で通知を行っておりますので、御確認をいただきたいと思います。

なお、過去の北方転地演習につきましては、町のホームページ及び広報べつかいへの掲載により、お知らせをしておりましたけれども、周辺町民等関係者の方々へのファクス等による直接的なお知らせは実施しておりませんでした。

ことは、演習場周辺の方から、ファクスによる通知の要請もございましたので、実弾射撃がない協同転地演習についても直接通知をすることといたしましたけれども、今後も町のホームページ、広報べつかいへの掲載を行うほか、周辺町民等関係者の方々には、ファクス等により直接演習のお知らせをしていきたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町民からの要望といいますか、そういう声があつて、それにいち早く対応されて、ファクス等を流されたということに関しては、大変御努力をされたというふうに評価しております。ぜひそういう姿勢を今後もとってほしい。

具体的に言うと、大がかりな演習に関しては、事前に、できるだけ広範な町民にお知らせを願うと、そういう体制をとっていただきたいというふうに思います。

今、部長の説明で、今後もそのようにするというお話でしたので、ぜひ続けていただきたいというふうに思います。

ただ、苦言を呈すれば、前回というか、去年も広報とホームページでお知らせして、こ
としもという、その感覚の中に、ホームページに掲載すればよいといえますか、町民に伝
わるというか、そういう感覚がもしあるとすれば問題なのではないだろうかと思います。
ホームページ、インターネットというのは大変有力な情報伝達的手段ではありますが
も、町民の多くは、それを見られるという状況ではないと思うのです。したがって、
その点は十分に今後とも注意をして、ごく一部の人にしか、それは伝わらないのだとい
うような感覚で取り組んでいただければと思うのですが、どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） ただいまの町の情報を町民の皆様方に周知徹底というか、伝
えていく部分については、町といたしましては、情報の積極的な開示、あるいは周知を
行っておりますけれども、実際に演習通知等になりますと、今、広報の発行も月に1回と
いうことで、なかなかその中間で、例えば緊急的な、町民の皆さんに広報と同じようにお
知らせをするということも、町内会の会長会議等でもなかなか取り扱いが難しくなってき
ております。

今、演習通知につきましては、周辺の町民の方々、あるいは関係者の方々にファクスあ
るいは文書でお知らせしておりますけれども、今後についても、そういう情報について
は、先ほどもお話しいたしましたように、対応していきたいと考えております。

どちらにしても、周知徹底するということは非常に難しいと考えております。町の知り
得た情報につきましては、今後も開示をしながら、あるいは個人情報もありますので、そ
ちらにも配慮しながら、開示・公表はしていきますけれども、その周知徹底につきましては
は、なかなか難しいものがあるということで考えておりますので、御理解をいただきたい
と思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 時間がなくなりましたので、この点での最後になるかと思うの
ですが、町長にお伺いしたいのですが、1点目の質問とも関連するのですけれども、2点
目は、周知徹底が不十分だったのではないかとということと。

1点目、2点目との関連で申し上げたいことなのですが、最近の自衛隊演習に関して、
1点目の事故だけではなくて、演習場内の民有地付近に自衛隊車両が迷い込むというよう
なことがあったり、民有地の直近で、空砲と報告されていますけれども、射撃訓練が直近
で行われたり、さらに、超低空でのヘリコプターの飛行などがあり、今までにない危険な
状態が続いているというふうに私は認識しております。

そういうことがあるにもかかわらず、町当局に、町民の安全を守る立場での緊張感がや
や欠けているのではないかと、こういう危惧があるものですから、1点目、2点目の質問
をしました。町長の自衛隊演習に対する緊張感の持ち方という観点から、町長の見解をお
聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

一部民間の、ちょうど演習内部にございますが、そういうところに対するそういうお話
も聞いております。したがって、そのことについても、今回、そういうことは十分気をつ
けるようにということで要請をしてみました。

したがって、そういうことについて緊張感がないと言われれば、そうかもしれませんけ
れども、そのことを含めて、自衛隊のほうには要請をしておりますので、ぜひ御理解をい

ただきたいということでございまして、いろいろそういう低空飛行の問題等、過去にもずっとあったことであります。これは、機会があるごとに、そういうことのないようにということを要請してきておりますが、いまだにそういうことがたまたま見られるということについては残念に思っておりますが、引き続き、住民の安全には万全を期していくようにということで、申し入れをこれからも積極的に続けてまいります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 2点目の項目に入らせていただきます。

東日本大震災にかかわる災害廃棄物の広域処理についてであります。

環境省は、4月8日、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築についてという文書を各都道府県知事にあてて出しました。

これに基づいて、4月13日に各振興局を通じ、市町村及び一部事務組合等の廃棄物処理担当に対する受け入れ可能量などについての調査が実施されました。東日本大震災による災害廃棄物の総量は膨大なものであり、被災地だけで処理し切れるものではないことは確かです。日本全体の課題として、全国的に共同して問題の解決に当たっていく必要はあります。

しかし、仮に受け入れるとすると、町民や町の運営にどのような影響が出るのか、とりわけ、放射性物質が紛れて持ち込まれるようなことはないのかなど、町民の心配や不安につながる問題も出てきます。重要な問題だと思いますので、幾つかの点について質問します。

その1点目です。災害廃棄物の広域処理に関するこの間の経緯と、現段階での動きについて、根室北部廃棄物処理広域連合の対応を含め、概略をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） 中村議員御質問の災害廃棄物の広域処理に関する経緯と現段階での動きにつきましては、私のほうから御答弁させていただきます。

3月11日の東日本大震災から半年が過ぎました。きのう現在で死者が1万5,785人、行方不明者が4,060人であります。避難だとか転居者、これらは8万2,945人の甚大な被害でございます。

まずもって、このたびの大震災でお亡くなりになりました方々に対し、衷心よりお悔やみ申し上げます。また、被害を受けられました被災者の皆様に対しましても、心からお見舞いを申し上げます。

さて、御質問のありました東日本大震災に係る災害廃棄物の広域処理についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり、平成23年4月13日付で、環境省から北海道を通じて調査の依頼がございました。

この調査の目的は、日常生活から排出される可燃性の廃棄物、量・じゅうたん類、可燃性混合廃棄物、家電製品、家具類、燃えがら等、不燃ごみの受け入れ可能量を調査するものでございました。

本町といたしましては、今回の大震災で甚大な被害が生じており、膨大な損壊家屋等の廃棄物処理を全国的に行わなければ解決できないこと。今回の調査は、あくまで受け入れ可能量の調査であり、災害廃棄物の内容とか種類、性状が確認できた段階で、改めて受け入れ量を含めて再検討するという事になってございます。

このようなことを踏まえまして、本町の最終処分場の年間埋め立て量と同量程度の500トンを受け入れ可能ということで、回答をさせていただいております。

また、根室北部廃棄物処理広域連合につきましても同様の趣旨の調査がございまして、これは、日常生活から排出される可燃性の廃棄物に限定しまして、年間2,000トンの受け入れ可能量ということで、回答をしているところでございます。

なお、回答に当たりましては、最終処分場に係る公害防止協定というのを結んでおりますので、別海、それから野付の漁協と協議を行っております。両方の漁協からは、やはり国難ということで、協力は惜しまない旨と、それから、具体的な災害廃物の内容とか種類、そういう情報があり次第、協議を行うということで了解を得ているところでございます。

その後、4月の調査依頼から、国だとか道からは、再調査の関係では、今のところ全くありません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっと微妙というか、町民の皆さんに、やはり安心感というか、安心なのだというのを伝える必要があるかと思って、確認なのですけれども、町としては、受け入れると言ったわけではないですね。受け入れ可能量を算出してくれということから、可能な量がこのぐらいだというふうに言ったということであって、受け入れるとは言っていないのですね、そこをちょっと確認したいのです。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。手を挙げて、受け入れるというようなことではございません。あくまでも、受け入れるとしたら500トン可能ですよという趣旨でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） その点を一つ確認しながら、2番目の問題ですけれども、受け入れに関しては、仮に受け入れるとしたら、幾つかの条件をクリアする必要があると思います。これは、一つの具体例として、このほかにもいろいろなことを考えなければいけないだろうとは思いますが、具体例として、最低はこのことをクリアする必要があるということで、4点申し上げます。

1点目、事前にしっかり町民に情報が伝えられること、その上で、町民の理解と合意が得られること、これが1点目です。2点目です。放射性物質による汚染がないことが証明されること。3点目、あわせて、町独自の放射線量等の調査体制をとること。4番目として、風評被害が絶対に出ない措置、対策を講じること。このようなことが必要ではないかと思いますが、町の見解をお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

先ほども部長のほうからお答えを申し上げたところですが、4月の回答以降、国からの具体的な災害廃棄物処理の依頼は全くないところでありますが、仮に依頼があった場合、まずは、基幹産業に影響を及ぼすような風評被害、これを絶対に出さないことが前提であると考えております。

したがって、国から示されるデータ、これをもとにして、漁協、また農協はもとより、議員の皆さんとの協議を行うとともに、町民の皆さんにも御理解が得られるような対策を北海道、また、近隣市町村と連携を図りながら検討してまいり、そのように考えております。

す。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 1点目と4点目については、今のお答えの中にあったかというふうに思うのですけれども、2点目、放射性物質による汚染がないということがはっきりと証明されるとか、確実に証明されるということが必要ではないかと。二重に、町自体も調査体制をとるということが必要ではないかというふうに思うのですけれども、その点については、ちょっとお答えがなかったかと思うので、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほども申し上げましたように、国からどういうものであるか、性状含めて、全く今のところ、4月以降ないわけであります。

したがいまして、これから、先ほど申し上げました風評被害、特に基幹産業に大きな影響を与えるようなことは絶対あってはならないと思っておりますので、ただいま御指摘をいただいたところも、そういうことの依頼があった場合には、そういうことは極めて重要な要素に、クリアしていく要素になるということは当然であろうかと、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 非常に重要な問題でありますし、これはだれしもが、これは国全体で、いわゆるがれきの問題は、これはみんなで考えていかなければいけないと、こういうことはある問題ではありますが、放射性物質等の問題については大変重要な問題でありますので、ぜひ動きがあれば町民にまず知らせていただきたいと、こういうふうに思います。そのことを要望して、3点目の質問に入らせていただきます。

3点目であります。戦争史跡・証言の発掘・保存についてであります。

1年前の9月議会において、同テーマでの質問をさせていただきました。このとき教育長は、幾つかの確約を含め、方向性の提起をされています。

1点目ですが、西春別寿大学で行った「私の伝えたいこと」発表会をほかの寿大学の中でも実施するという点。2点目には、将来的に発表記録を集大成し、別海叢書の発行をするという点。3点目は、戦争遺跡の保存について、私有地にあるものの保存は難しい面があるが、壊されたらそれでおしまいだというとらえ方をしている点。4番目としては、個人の所有者に町や教育委員会の姿勢をお知らせして、相談することはお金がかからず、すぐにできるので、やるという点。5番目としては、公用地にあるものは、ある程度の保存はできるという点。6点目ですが、朝鮮の人々などへの差別的強制労働などに対する老人の聞き取り、歴史の掘り起こしを進めるという点。7番目ですが、急がなければならない古老からの聞き取りを平成22年度の目玉に据えていくという点。

このような答弁があってから約1年間がたちました。進んでいる部分もあるでしょうし、もしかしたら進んでいない部分もあるかもしれません。進捗状況並びに現在のお考え、あるいは方針をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

最初に、西春別平寿大学で行いました「私の伝えたいこと」の発表会についてですが、これは現在も継続されており、今年度は例年以上に発表者が多く、内容の濃い発表会になるとの報告を受けております。

ただ、その内容は、戦争体験に限定したものではなく、高齢者が生活してきた実体験を発表する機会としております。実体験の中には、幼少のころの思い出や学生時代、あるいは戦争などさまざまな体験談が語られます。戦争体験だけではないことを御理解いただきたいと思います。

ほかの大学へはなかなか広がっていかないのが現状です。人前で発表するというのは大変勇気の要ることで、これが大きな壁になると考えられます。しかし、高齢者が歩んできた人生を記録として残すことは大切なことです。

例えば、西春別寿大学で発表された高齢者を中央公民館、あるいは東公民館の寿大学に招き、交流する中で、自分の体験を話し始めるきっかけを与えるといったことも考えられます。また、人前で話すことが苦手でも、書くことならできる人もいるはずです。こうしたさまざまな手法を模索しつつ、西春別寿大学の実践をほかの公民館でも進められるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、発表記録を集大成した別海叢書の発刊についてであります。

現在、西春別寿大学での発表数は、昨年度で延べ18テーマです。今後も「私の伝えたいこと」は継続されますので、現在のところ発行年は定めておりません。時期を見て、たまったところで発行していきたいと考えております。

ちなみに、今まで18テーマありましたが、その中で、戦争体験に関係するものは10テーマでした。つまり、過半数を超えておりますので、やはり寿大学に通われている学生さんたちは、やはり戦争が一番、悪い意味での思い出になっているのではないかと思います。

次に、戦争遺跡の保存に関して、個人の所有者に町や教育委員会の姿勢をお知らせする件ですが、個人の所有者に対し、その保護・保存を行政が奨励することができても、指示・命令することはできません。指示するためには、文化財指定等の法的な網をかける必要があります。

現在、別海町教育委員会では、町民の皆様が大切に思っている地域の歴史や文化を別海町の遺産として認定し、保護・保存を奨励する「別海町歴史文化遺産認定制度」を平成20年度から実施しております。認定するには、所有者の理解を得るという必要がありますが、今後も本制度を広く町内に周知し、町内の歴史・文化遺産の顕在化を図りながら、町民の宝物という意識を高め、町民の皆様からの守りたい気持ちを重視し、認定物件をふやしていきたいと考えております。

次に、第2次世界大戦中の朝鮮の人たちに対する強制労働についての高齢者からの聞き取り、歴史の掘り起こしについてですが、この件を特別取り上げた形での聞き取り調査は実施に至っておりません。今後、できるところから進めていきたいと考えております。

急がなくてはならない古老からの聞き取りを平成22年度の目玉に据えたと答弁いたしましたが、その中心となる郷土資料館は、専任学芸員1名の職員体制で運営しており、新しい事業に手をつけられない状況にあります。

また、町のサークルであります郷土研究会では、独自の調査・研究を進めており、協力をお願いするのは困難と思われる状況です。今の人員で、できることから少しずつ進めていくしかないと考えております。いずれにしても、古老からの聞き取りは急を要することであるとの認識は変わっておりません。図書館、郷土資料館、公民館などの施設で取り組めることがあれば、取り組む方向で進めたいと思います。

去る8月13日、図書館において、別海九条の会とお話の会「くさぶえ」による戦争苦

難に学ぶ集い「平和への願いコンサート」が開かれました。町内の沖縄戦争従軍者から九条の会が聞き取り、つくった紙芝居をくさぶえが上演した集いです。このように自主的なグループで貴重な体験を聞き取り、後世に残そうとする活動が行われております。協働のまちづくりという、今、我が町のキャッチフレーズですけれども、そういう草の根運動、町民の知恵、そういうものがどんどんどんどん広がっていくことを期待しているところです。すべてを行政が引き受けるという、そういうことではなく、皆様方の知恵をかりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今、教育長がおっしゃられた点、しっかり受けとめさせていただいて、率直に、進んでいない部分は進んでいないという御答弁でしたから、そういう点も事情としてあるのだろうなというふうに理解しました。姿勢としては、急がなければいけないものを頑張って進めたいという点、そして、草の根の運動にも期待するという点が述べられて、全くそのとおりだなというふうに思います。

特に、今年度、新規だと思うのですが、別海町歴史文化遺産認定の「みんなの宝物リスト事業」、これは非常にすばらしい取り組みだというふうに考えております。

ただし、これの周知がなかなか行き届いていない部分があるのではないかなというふうに思いますので、これの周知をぜひ力を入れていただきたいというふうに思うのですが、この制度の概要と教育長の決意のほどをちょっとお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

別海町歴史文化遺産認定制度を平成20年度から実は実施しているのです。そのときのチラシがここにありますが、1回目ですけれども、21年度、22年度、23年度は出してないというのが現状ですので、こういうものは常に、毎年のように出していくべきだと、今、反省させられております。

募集要項に、別海町には大昔のマンモスゾウの化石や開拓当時の建物などさまざまな文化財があります。しかし、それ以外にも身近で魅力的な場所や人や物はたくさんあります。教育委員会では、町民の皆様が大切に思っている地域の歴史や文化を次世代に、別海町の遺産として認定、保護・保存のお手伝いをしたいと考えております。

そして、応募と認定については、自薦、他薦は問いません。認定は、守る気持ちや由来などを重視し、守りたい人と守りたい物の両方を認定します。遺産として認定された物件には認定状を授与いたします。そういうようなことで宣伝はしたのですが、余り、正直なところは物件が集まってきておりません。ですから、まだまだこれについては、町民に周知徹底をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 大変失礼をしました。ことし、新規というふうに申し上げたのですが、20年からということでありまして、認識不足でありました。

ただ、繰り返しますが、大変いい制度でありますので、今、教育長がお答えのように、周知していただいて、町民の皆さんにも理解していただき、これが広まることを望みます。

この項の最後になるかというふうに思うのですが、今回、戦争史跡に関して、ど

うしても力を入れていただかなければいけないのではないかというふうに思っているのが、写真を添付しましたけれども、参考資料として見ていただきたいと思います。一つは、柏野地区の会館横にあります、いわゆる奉安殿なのです。この奉安殿というのは、戦後かなりの数、打ち壊されるという状況の中で、残っているものは本当に少ないと。道内でも、一説によれば30件ほどかなという、そういう説もあります。これはまだつぶさに調べているわけではありませんけれども、数が少なくなっている。その中の一つが別海町にもあるということですが、見てのとおり非常に老朽化といいますか、屋根がはがれ、中に雨、風が入るという状況になっています。こういうふうになると傷みは急速に進むと思うのです。これについて何らかの調査、そして、保存の体制をとる必要があるのではないかというふうに思うというのが1点と。

それから、もう1枚写真を添付しましたけれども、これは、上春別にあります。上春別の消防署の横にありますB-29、米軍機B-29のプロペラブレードであります。1954年といいますから、戦後の話なのですが、根室沖で横田基地所属のB-29がソ連戦闘機に攻撃されて上春別の農家に墜落しているという事故が、大事件があったのですけれども、その事件・事故を記念して建てられているのです。

ただし、見てのとおり、何の標識も何の説明もないのです。冷戦の遺跡であります。やっぱり戦争の遺跡であります。こういうものが別海町にある。そういう事故があったということ、これではわからない。ぜひわかるように説明板等を設置できないかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 正直なところ私も奉安殿については、あることさえ知りません。ただ、私、別海町西別の生まれです。別海町別海の生まれなものですから、ちょうど神社の、今の図書館のところに小学校があって、そこに奉安殿の土台だけがあったのは記憶しております。そして、私の兄や姉が、あるいは父や母があそこの前を通るときには必ず直立不動で礼をして、先生は、目をあけてはいけないだとか、そういう言い方をされたことがあります。恐ろしいです。

けれども、これを残すということが、確かに戦争の負の遺産でしょうけれども、考え方はいろいろあると思います。大事だというふうに残すのか、つまり、非常に今、難しいです、この答弁は。このまま朽ち果ててしまうのがいいのか、あるいはみんなにこういうことがあったのだと知らせるべきで、残すのがいいのか。

例えば広島原爆ドームあたりは、全世界の人たちに原爆の恐ろしさを知らしめるために、世界遺産にもなっているわけです。ただ、そこまではいかないのですけれども、別海町にとっては、これが果たして大事にすべきなのかどうかというのはちょっと疑問がありますので、文化財保護審議会などに諮問して、いろいろ意見を聞いてみたいと思います。

それから、B-29の米軍機プロペラブレード、私、これも記憶があります。小学校の2年生のときでした。アメリカの飛行機が落ちたんだということで、たしか上春別の涌田さんというところだったと思いますけれども、そして、別海町の職員でも涌田さんの子供さんがいましたので、その人にも聞くことができました。けれども、上春別の消防署前に設置してあるという話は、これもまた初めて聞きました。本当に認識不足です。勉強不足です。けれども、そこに何の表示もないということは、本当に何かあるのかなと思います。

す。これについても文化財保護審議委員会とか、そういうところにいろいろに諮問して、そして、これを別海町の戦争遺産として残すべきかについては慎重に審議してまいりたいと考えております。

もう一つ、米軍機墜落事件についてですけれども、昭和29年当時の村長が、中尾彰良という村長なのです、別海町の。その人が「村長後日物語」という本を書いておりまして、そこに、別海町に米軍機B-29が落ちた当時のことを20ページ以上にもわたって細かく記載しております。そのときの米軍の態度とか、あるいは別海町のとった措置だとか、そのときの村長の奮闘記ですので、これもまた皆様方、読む機会があったらぜひ読んでほしいなと思います。

さらには、上春別の郷土史で、郷土史編集委員会が発行した「上春別40年郷土の生い立ち」という本の中にもこの顛末が書かれておりました。

以上、参考までです。終わります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 当時の中尾村長が大変苦勞されたというお話は伝わっており、こちら辺が戦後の旧別海村ですけれども、今の別海町と米軍とのかかわりの原点がここにあるのかもわからないので、それはぜひ保存し、こういう大変大きな事故があったのだと、事件があったのだということを町民に知らしめるための措置をぜひ講じていただきたいと要望いたします。

教育長の答弁、一つ、一步進んだ御答弁だったかなというふうに思うので、ぜひ審議会等への相談なり、諮問という大きなことになるかどうかわかりませんが、そういうことで、いずれにしても判断をする、町民の立場での判断をするという方向に一步大きく踏み出していただきたいと、こういうことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終了いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番西原浩議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は、一問一答方式でございます。

○5番（西原 浩君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目に関しましては、株式会社安愚楽牧場の倒産による当町への影響についてと題しまして質問させていただきます。

酪農・畜産を取り巻く環境は、WTO交渉の膠着状況が続く中、TPP交渉への是非が政策課題となっており、我が国の食料供給政策の方向性が極めて不透明な状況に置かれています。

また、去年は口蹄疫が発生し、宮崎県を中心に29万頭余りの家畜が殺処分されました。

さらに、ことし3月には東日本大震災が発生し、福島第1原子力発電所の事故により、情勢はさらに悪化してきています。特に、放射性セシウムにかかわる和牛肉の出回りに端を発し、その風評被害は当町の酪農にも、個体価格の下落、粗飼料の流通悪化に及んでいます。

このような状況の中、8月、先月、株式会社安愚楽牧場が民事再生法の適用を申請いたしました。

1点目といたしまして、当町で安愚楽牧場と和牛の預託契約をしている農家戸数と、その影響についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 西原議員の質問にお答えしたいと思います。

全国に約3万人の会員を抱える和牛オーナー制度を運用しております株式会社安愚楽牧場、栃木県的那須塩原市が本社でございますけれども、これが汚染牛肉問題等の影響で経営危機に陥ったと。そして、民事再生法の適用が決定されたということでございます。

安愚楽牧場には、全国に繁殖牛のオーナーが7万人を超えておりますが、直営牧場が40カ所、7万2,000頭を飼育。また、預託先の牧場、これが338カ所で7万3,900頭余りが飼育されているというふうに聞いております。

別海町内には、8戸の預託先牧場で、JA組合員の方が1戸、それから、組合員外の方が7戸の構成となっております。繁殖用の雌牛の黒毛和牛が約1,300頭飼育されているという状況でございます。

この預託牧場8戸の影響といたしましては、預託料が6月分の7割、7月分が全額、8月分は、8日までの実質2カ月分程度の預託料が未払いとなっている状況でございます。8月9日以降については、2週間ごとに預託料は前払いで支払われておりますけれども、人工受精業務、繁殖農家でございますけれども、人工授精業務は8月1日以降、行わない旨の通知が来ているというところでもございます。

いずれにしても、組織内部での情報も不足しているようで、預託を受けている牧場については、将来展望に不安を抱いているものというふうに受けとめてございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、町内で8戸の農家が預託事業を行っている。そして、その中で1,300頭が飼育されているという答弁だったと思うのですが、今、2カ月預託料が入ってこないという状況の中で、一般債権なり預託未収金がどのぐらいになるのか、それから、預託事業は3年サイクルで契約をしているということをお聞きいたしましたけれども、この事業が停止された場合、影響を受ける3年間の影響はどのぐらい受けるのかということをお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 2カ月分の影響ということだと思いますけれども、正確には1,270頭、預託料が1日480円、その60日という計算でございますけれども、3,657万6,000円、これが未払いというような状況になっているかと思えます。

ただ、これについては、債権・債務等の確定がまだなされておらず、この金額は全額補償されるということはまだはっきりしないという部分で御理解いただきたいと思います。

それと、今後の預託牛はどうなるかという話でございますけれども、まだ会社のほうから、そういう形での継続がいいよ、悪いよというようなこと、きちっとした情報が入ってきておりません。預託農家の中には、継続したいという希望をもちたいという方がいらっしゃいますけれども、それが継続できるかどうかという判断は、現時点ではできな

い状況でございます。そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 未収金が今3,600万円ぐらいあると。そういった中で4,200億円とも4,300億円とも負債総額が言われて、資産はその10分の1ではないかと言われている中で、そのお金が返ってくるかどうか、ちょっとみんな不安になっていると思うのですが、今、部長答弁ありましたように民事再生法が、今、申請を開始して、9月6日に手続が開始されたという段階で、まだ非常に時間がかかると。結果が出るのは来年の1月17日か24日、そして、民事再生の計画案ができるのが2月14日というふうに聞いております。ということで、まだ半年以上、債権が確定するまで時間がかかるということで、農家の方たちの経営に対する不安というものは非常に大きいのではないかと思います。

そこで、管内の21戸の農家で対策協議会というものをつくりましたけれども、その協議会に町はどのように関与していくのか、情報収集、それから今後の対応ということについて、2点目になりますけれども、対策協議会とのかかわり、今後の考え方についてお伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

対策協議会というのを、今、町との、現在どういう協議でありますとか、いろいろなことについては、部長のほうから答弁をさせたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたように、それぞれ民事再生法に基づいて、今、手続が行われているという状況の中でございます。その間、結構な時間かかるとは思いますが、現在、預託されている農家の皆さんは、そういう意味では、資金対応含めて、大変御苦労があることだろうと私どもも考えているところであります。

現在、町におきましては、振興局などの関係機関、また、それぞれの団体と連携をとりながら情報を共有し、また、収集、それぞれ持っている状況については提供を行ってきております。

預託先農場に対する聞き取りや債権届、債権の回収、これらの提出などの法的手続についても情報の提供を行ってきております。

民事再生法の適用申請後については、預託料については、先ほどお答えがありましたように、順調に今、支払われておりますが、会社については、この安愚楽については、全資産を売却する、いわゆる清算型の方針を示しておりまして、預託牛を今後も飼養管理できるかどうか、これについても依然に不透明でございます。

したがって、今後の対応について、現時点では、引き続き、先ほども申し上げましたように情報収集等をこれからもしっかりと継続して、清算の推移を注視してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 御質問の対策協議会の関係でございますけれども、この6日に、安愚楽預託農家が対策協議会を立ち上げたということで、新聞報道等で示されております。

この協議会自体につきましては、預託農家に対する説明会の開催などがありましたけれども、その要望内容を詰めまして、安愚楽本社もしくは弁護士あてに要望書を提出すると

いうことになっております。

その内容については、預託事業の継続または廃止についてという部分と、未払い金の支払い期日についてという部分、あと、今後の預託牛の処遇、この辺はどうなるのかということ質問するような形になっているかと存じます。

町としては、連絡をとりまして、調整しているところですが、今、一番問題になっている部分というのは、いわゆる2カ月間の未払いの部分、この資金対応をどうするかということではないかと思っています。

それで、農業団体の系統さんのほうからも、組合員、非組合員関係なく支払いをしてまいりたいというようなお話を聞いておりますけれども、そういう部分で、町と農業団体、連携をとりながら、どういう形で資金対応等の支援ができるか、検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、関係団体と連携をとりながら対応していくと、結論としては、そういう回答だったと思うのですが、先ほども言いましたように、結論が出るまで大変時間がかかるという中で、結果が出ないと事業計画も立てられない。事業計画が立たないと融資が受けられないというふうになると思うので、どういう方向性ができるのか、清算型の対応になるという、法律的にはそうなのですが、農家の方は事業継続ということを望んでいると思うのです。事業継続ができるような道を探る手助けをしてほしいなど。

非常に大きな問題ですので、なかなか個人だけで対応できる状況ではないと思うのです。いろいろな組織の力、農業団体であったり行政であったりの支援、また、これは、原発事故の補償というものも、どういうふうになるかわかりませんが、そういうことが出てくると、国への要請ということも必要なのではないかと思っておりますので、そういうことも含めて、いろいろな角度から対応していただきたいと思います。そういうことに対して、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

特に、北海道については、全体の頭数から見ても、北海道はかなり大きなウエートを占めておりますので、北海道、振興局含めて、また、関係団体と十分連携をとりながら、町としてできる限りの努力をしてまいります。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 一番望ましいのは、北海道支店というのが8ブロックあるらしいのですが、北海道で独立採算性の会社で事業が継続できるという形が一番望ましいと思うのですが、受け皿がどこになるかという問題があると思います。

ただ、この肉牛が全部清算されて、10万頭以上の肉牛が市場に出てくるということになりますと、肉の価格が暴落するということも予想されるので、そういった面からも、この問題について、民間の話ではありますけれども、この問題は、町の農業者、そして町民にも多大な影響があると思いますので、情報収集、そして、先ほど連携をとりながら対応していくという答弁がありましたので、よろしくお願いいたしますして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、2点目といたしまして、株式会社べつかい乳業興社と有限会社別海町酪農研

修牧場の経営ホールディングンについてというタイトルで質問させていただきます。

平成13年に町と管内5農協の共同出資により、株式会社べつかい乳業興社を設立し、新工場が建設され、乳製品の製造が開始され、ことしで10年を迎えました。

乳業興社は、平成21年に経営診断を受け、報告書が作成されました。その報告を受けて、昨年6月の議会で民営化の方針が打ち出されたところであります。

一方、研修牧場は、平成9年に酪農の担い手確保のために設立され、多くの研修生を受け入れ、離農跡地に新規就農者を就農させてきました。このことが評価されて、畜産大賞の栄誉に輝いたところでありますけれども、酪農工場と研修牧場の今後の方向性と将来ビジョンについてお尋ねいたします。

1点目といたしまして、乳業興社の民営化に向けた今後のタイムスケジュールと、第三セクターである研修牧場の今後の運営スタイルをどのように展開していくのか、経営ホールディングスという形が、どのような形で展開していくのかということで、まずその点についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

まず、べつかい乳業興社の資本につきましては、町が持ち株の60%、6,000万円、町内の3農協に、現在ではなりますけれども、3農協で40%、4,000万円ということで保有しておりますけれども、第三セクターの運営につきましては、経営の健全化・安定化が重要であるというふうに思っておりますが、今般、学校給食用の牛乳の供給に当たって、管内に新たな供給先ができたというような事情もあって、その分、取引を失ったということもありまして、新たな取引先を確保する必要も出てきているところでございます。

現状では、民間活力、民間経営の方法をより取り入れた経営手法で、安定的で継続性のある取引先を確保いたしまして、経営の安定を図ることを優先する必要があるか今現在であるかと思っております。

社会状況、経済情勢を踏まえて、柔軟に対応していかなければならないこともありまして、民営化のスケジュール等については、再構築する必要があるというふうに思っております。そんなことから、現時点では、スケジュール等について明確にお答えができる状況ではないというふうに思っております。

また、研修牧場の今後の運営スタイルにつきましてございますが、研修牧場は、酪農後継者の不足や農家戸数の減少に歯どめをかけると。新規参入者へ酪農後継者が酪農の知識・技術、経営感覚等を習得・研さんする場として設立されておりまして、この基本路線については変わるものではございません。

担い手の育成のためにも、町もJAも応分の負担をしていくこととしておりますが、この牧場を運営することによりまして、生乳等の副産物が生じてまいりますので、これらの販売等につきましては、効率的な運営によって収益を確保していくということが重要であるというふうに思っております。

若干、ホールディングスの関係が御質問にありましたけれども、最近の経営の中では、やはり選択と集中というのが経営戦略の大きな柱になってくると思っております。そういう部分では、最も効果的に実践できる経営形態というのは、持ち株会社ということかと思えます。企業の形態につきましては、吸収合併と、合併と、それからホールディングスというようなことになるかと思うのですが、その中で、吸収合併につきましては、一つの会社が

消滅するような形になります。一つの会社に吸収されるということです。

合併につきましては、両方の会社が消滅した後、新しい会社が立ち上がるという形の中で、ホールディングスでやる場合には、お互いそれぞれ事業会社として会社が存立するという形の中では、こういう形での独立採算という形がホールディングという形の中では、一番、会社としての認識がきちんと残っていくということもあって、こういう方法が一番ふさわしいのではないかなというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 経営ホールディングスというのは、最近聞いた話でありまして、6月の株主会で、そういう構想を話された。まだ正式に決定事項ではないということも聞いておりますけれども、経営ホールディングスにした場合、今、部長のほうはメリットの答弁ありましたけれども、メリットとデメリットということも当然出てくると思うのですけれども、そういうことをどのように考えておられるのか、どのように検討して、ホールディングスというふうになったのかというのを、もう一度ちょっとお聞きいたしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 副町長。

○副町長（磯田俊夫君） それでは、お答えをいたします。

実はこの問題は、6月の株主総会、それから取締役会、それから農協の組合長さん方に御説明をしたものでございます。したがって、今、西原議員さんのほうからお話があったように、決定事項ではございません。

私どもがこれにかかわって御提案をするきっかけとなったのは、今、部長が言いましたように、学校給食用の牛乳が、JA中標津が参入したということで約4,000万円ぐらい減収になるというところから始まりました。

もう1点は、議員さん方に、酪農工場の関係でコンサルのつくられた概要版というのが配られたと思います。その中で、後で御確認いただきたいと思うのですが、16ページのところに、研修牧場と酪農工場の一体的な経営改善という項目がございます。そんなことを踏まえて、いろいろと検討させていただきました。三つほど検討しなければならないものがありました。

私が社長になってから検討しなければならなかったのが、まず、民営化ということ、それから、増資というがありました。そして、途中から出てきたのが学乳のやつだったので。それで、民営化については、特に、工場の職員が物すごく不安を持って私を迎え入れました。このコンサルの中では、完全民営化という、そういう表現になっております。それで、町長とも相談して、いろいろ対応を決定することにしたわけであります。

完全民営化というのは、御承知のように、自治体が保有する株を全部売却するか、経営するすべてのことを民間にお任せするというそんな意味だと思います。特に、この関係は、国の特殊法人だとか、あるいは認可法人等々の整理のときに、この民営化という言葉が出てきたと思います。

それで、私は、この民営化という問題について、どういふのを目指した民営化にするのかということを職員ともども協議をいたしました。このようにとらえました。工場の中、取締役会等で御説明して、総会で説明したことは、このように説明しました。民間主体にゆだねた準民間企業形態を目指す。したがって、株主責任、それは果たしますよ。もう一つは、三セクをつくったときの主眼、それも経営体質として、これも継続いたします

と。ですから、公共的な役割というのは果たしていかなければならないというようなことで、JAの皆さん方にも御説明をして、職員にも御説明をして、御了解をいただいて、そういう形態を目指しましょうと。

その中で、私が引き継いだ中で、何カ年計画かの、経営形態を目指す方向性をつくるのがおこなわれていますというお話が出ていました。それで、前専務もそのようにおっしゃっていたということだったものですから、職員ともども、それでは、どういうものを目指すかということについて、提案する責任を果たさなければならぬということで、生き残りがかけられるように検討しましょうということで、検討が始まったのが12月の末からです。昨年の12月の末から検討を始めて、約半年間かけて専門の税理士だとか、あるいは会計士等と相談をしてまとめたのが、そのホールディングでございます。

ただ、そのホールディングも、あくまでもこれは、全員協議会で説明いたしましたけれども、私どもがまとめた話で、周りから見て果たしてどうなのかということについて、これは慎重にやらなければならないということの中で、いわゆる組合長さんのほうで、特にJAの皆さん、かかわりの深いことですから、研修牧場の趣旨を全うしなければならないというのが大きな主題になっております。

ですから、そこのところはどうなのだという一番の懸念がございますので、その辺を踏まえて約6カ月間、ことしの末までには一応方向性を出しましょうということで、それを尊重することになっております。今、手元にホールディングの資料を持ってこなかったのですが、そういう意味で、今、取り組んでおります。

特に、今、会社としてやらなければならない、生き残るためには、自立というのが大きな目標になっていまして、自立するには、どうしても販路を拡大しなければならない。販路を拡大するためには、原料乳の確保がついて回ってきます。これが、原料乳の確保ができなければ4億五、六千万円の額を突破するというのは、いつまでもできないということでございます。

もう一つ、二つ目で、増資の問題がありました。これは、経営危機になったときに増資をして、いろいろな対応をすべきだというお約束があったのだそうでございます。このコンサルのほうでも、施設整備を増資でやれというふうになっておりました。それで、取締役会のほうにいろいろと協議をいたしまして、当然資料も集めて説明いたしました。その中で、4億5,000万円、今1億円ですから、さらにそれに上積みということは、せんだってお話ししましたが、余り税制面ではメリットが少ないのです。そんなことと、増資をしなければ、いわゆる農協さん等々からわざわざ増資までしてもらってする方法がいいのか、増資でなくて、ほかの方法で施設整備ができないのか、そういうことも含めていろいろと、これはまだ検討の途中でございます。

そんなことの中で、どうしても今、6次産業ということが全面に出ていますが、これをやるのには、どうしても出口の部分を中心としておかないと双方が成り立たない。そんなことでやらせていただいたのが、このホールディングでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、それを踏まえて、後は質問の中でお答えしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 副町長のほうから（2）、（3）の答弁までいただいてしまったのですけれども、改めて、9月9日の全員協議会で増資に関しての説明がありました。

（2）の質問に入りますけれども、今後、酪農工場の活性化のために増資計画をどのよう

に考えているかという質問でございます。

その中で、先に答弁いただいたのですけれども、増資よりも補助を使ったほうがいいのではないかという説明も9月9日にありました。

また、それから、札幌生協から増資の申し入れがあり、町所有株の譲渡というお話もされましたけれども、その辺の考え方。

それから、ちょっと時間がないので、まとめて質問いたしますけれども、例えば町民から個人出資を募るというアイデアもあると思うのですけれども、そのことに対する考え方。

出資、それから増資、それから、経営コンサルでは3億円ぐらいの、工場ですから、どうしても機械の設備更新というものが出てくるので、投資というのはついて回ると思うのですけれども、例えば民間、全酪連ですとか、工場を増設するときは、各農協から出資金を増資してくださいとか、いろいろそういうやり方というのは、節税面で今メリットがあるからということがありましたけれども、その辺の考え方をお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

先ほど副町長からもちっとお話がありました。現在、乳業興社資本金1億円ということで増資をしまして、1億円を超えるというような形になりますと、税制上の扱い等が中小企業の扱いから大企業の扱いになるという部分がございます、各種の優遇措置が、中小企業としての優遇措置がなくなってしまうということもありまして、売上高が4億4,000万円程度である現状を考慮しますと、直ちに増資するということのメリットはないというふうな判断が下されたところでございます。

また、広く出資を募るということでございますけれども、現在のところ株主さんの中では、まだ時期が尚早であろうということで、これらについては将来的な課題として整理をしてみたいというふうに考えているところでございます。

また、民間企業への株等の譲渡ということですが、その形が基本的に株主責任を果たしたいというような形の中での御要望であれば、これは検討するに値するのではないかと、いうふうに思っております、あくまでもそういう形での検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） ちょっと前後するかもしれないのですけれども、先ほどの持ち株会社に持っていくことのメリットとして、経営の効率化、それから独立採算性、それから節税のことがあったと思うのですけれども、ちょっとまたもとへ戻らると思うのですけれども、持ち株会社、親会社の経営の方針に縛られてしまうのではないかと。

危惧しているのは、研修牧場の研修制度がおろそかになって、牛乳生産のほうに力を入れてくださいと、そういう意向が働くのではないかと、ということが一番懸念されると思うのですけれども、そういう持ち株会社にしたときに、経営が縛られてしまうということはないのか、その辺はどういうふうに考えているかお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 持ち株会社等のメリットでございますけれども、先ほどコンサルタントの関係、副町長、若干お話ししました。その中でも、原料乳の供給部門と製造販売部門、これは、できれば一体化したほうが非常に効率的だというようなこともコンサルタントからの部分がありました。そういった意味で検討させていただいていると

ころですけれども、基本的に持ち株会社のほうでは、いわゆるグループ全体の戦略的な経営管理ということは担当するという事で御理解いただきたいと思うのです。その後、事業運営ということになりますと、それぞれの子会社といいますか、子会社になりますけれども、子会社でそれぞれ独自に負担をすると、担っていくということでありまして、二つの会社の生産、販売、原料供給から含めまして、意思決定のスピード化が図られるというようなメリットもあるのではないかというふうに思っておりまして、そういう形での、企業会社についても、経営責任というのは、それぞれ独立した法人として取り扱われますから、経営責任も明確化されるということが1点でございます。

それと、研修牧場の実践部門と、それから研修部門、これにつきましては、きちんと整理をさせていただきたいと思っております。実践部門、いわゆる利益を生む部分、生乳の供給部分でございますけれども、これについては、今お話の中の、戦略的に対応していくと。

ただ、先ほどお話ししましたように、研修部門につきましては、町とJA、責任を持って応分の負担をしていくという形ですから、この辺をきちんと担保した中で、こういうホールディングスについても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、研修部門の事業は残していくのだと、その事業を、研修牧場としては残すように、担保していくということがありましたので、ぜひその方向でいってもらいたいと思います。

先ほど質問の中で、質問の仕方がちょっと悪かったと思うのですけれども、札幌生協の増資の申し入れに対して、町所有株の譲渡ということを9月9日の全員協議会で、副町長のあいさつの中であつたのですけれども、どの程度、今、町が6,000万円、それからJAが4,000万円ということなののですけれども、相手のある話ですから、これもきっちり決まった話ではないと思うのですけれども、考え方としては、どのような考え方なのかということをお聞きいたしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 先ほどお話ししましたように、そういう形での株主責任ということで、御希望なのだとということで考えておりまして、必要最低限の株式譲渡ということで考えています。今のところ、今、持ち株を持っていられっしゃる方々よりも低く抑えていくのが基本的な考え方になるのではないかというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） その辺も最低限の株の譲渡ということですので、これも相手のある話なので、これ以上のことは、この場では控えたいと思います。

それでは、ちょっと時間がなくなりましたので、(3)から(5)番までまとめて質問したいと思います。

生乳生産地帯、酪農工場、6次産業化ということで、今後どのように活用していくのかというのが、まず1点目です。

そして、(4)としましては、グリーン・ツーリズムの一環として、今、農加工・乳加工体験施設を持っていますけれども、例えば、研修牧場を利用した牧場体験作業などと観光振興をどのようにリンクさせていくのか、展開していくのか。

グリーン・ツーリズムということで、いろいろ取り組んでいる方がいるのですけれども、なかなかやっぱり、酪農が宿泊から酪農体験、全部受け入れて、メニューをするとい

うのは非常に厳しいと思うのです。それで、宿泊は民間の方だとか、酪農体験は酪農工場、それから研修牧場とかで、オプションメニューだとかにすると、受け入れるほうの負担も軽くなるのではないかなと思うのですけれども、その辺の考え方。

それから、(5)のほうは、大体答弁がありましたので、研修体制を維持してほしいということで質問いたしましたけれども、(5)のほうも、研修牧場の設置した精神というものを守って事業を展開してほしいなと思います。

ということで、(3)と(4)の質問に対する答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 議長からちょっと西原議員に、持ち時間も確かに迫っているのですが、せっかくわかりやすく一問一答方式を通告しておりますので、できれば、まとめというのは今後お気をつけいただきたいと思います。（「わかりました」の声あり）

それでは、産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えします。

農業の6次産業化ということで、酪農工場をどのように活用していくかというお話でございますけれども、別海町酪農、御承知のように草地形酪農でありまして、また、酪農については、自然循環型産業というふうにとらえております。

その中で、安全・良質な生乳を生産しており、この特徴を最大限に生かした生乳生産と販売戦略の推進が、この地域の酪農の生き残る道であろうと。また、消費者に支持される地域として、酪農工場が建設されたというふうに認識をしております。

町内の良質生乳を使った牛乳、乳製品の販売によりまして、消費の拡大を図る。それとともに、消費者ニーズに合った生乳生産情報を提供する等、消費者と酪農家を直接結びつける中核施設として、酪農工場は、酪農別海を象徴するものだというふうに考えております。この工場を拠点といたしまして、別海町ブランドの浸透を図りまして、産業の振興を推進するとともに、安定した雇用についても確保してまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、グリーン・ツーリズム等、農加工・乳加工体験施設、さらに、酪農研修牧場を利用した観光振興ということでございますけれども、確かに、農漁村加工体験施設、それから、酪農工場の中にあります乳加工体験施設、これ活発に利用されております。ただ、観光に寄与するという意味では、思うような利用ではないのではないかなというふうに思っております。

また、研修牧場の体験作業等についても、同じようなことではないかなと、活発に利用されているというわけではないかなというふうに思っております。

今後、町内にあります地域づくり協議会、それから、グリーン・ツーリズム・ネットワーク、この辺とも連携いたしまして、受け入れ側と観光産業側、これについて、意思の疎通を十分に図りまして、参加体験型プログラムによる観光客の取り入れだとか、修学旅行等の受け入れなどについて、実践する体制を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 時間のほうは大分なくなってしまったので、非常に大きな話ですので、また協議できる場を期待しまして、きょうはこれで終了したいと思います。

続きまして、3点目といたしまして、北方領土問題というタイトルで質問させていただきます。

昨年の尖閣諸島での中国漁船衝突事件や北方領土へのロシアや韓国の要人訪問などを受けて、今までになく国民の間に領土に対する意識が高まっています。北方領土を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、本年3月の大震災の後、ロシアの作家の方が、北の小さな島を、今、日本が困っているのだから返してあげてはどうですかと、全国紙に発表されたという記事がありました。これは少数意見かもしれませんが、こういう意見も、中には、ロシアの方でも持っている人もいるというような貴重な話だと思います。

今後、領土返還運動を継続していくためには、今、行われている運動のほかにも、子供たちの世代にも領土に対する正確な知識を教えていく必要があると思います。

(1)としまして、来年4月から教科書が改訂されますが、改訂された教科書の記述は、子供たちに、我が国の領土に対して正確な認識が得られると考えられるか、教育長の見解を伺います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） それでは、北方領土問題は、当町に限らず全国的な重要課題であります。学校教育におきましても、児童・生徒の発達課題に応じて、日本固有の領土として、ロシアに4島返還を求めるなど、日本が主張している立場に基づいて的確に扱う必要があります。

そのため、文部科学省では、我が国の領域としての北方領土の位置、構成を明示するとともに、我が国は、固有の領土として、ロシアに対し返還を求めていることなど明らかにするよう、教科書検定に当たっては細心の配慮をしているものと承知しております。

また、教科書の採択決定に当たっても、地域の実態を踏まえ、記述の多いことなど十分に留意し、採択を行ったところであります。

教科書の採択問題については、まず、5月に教科書調査委員会というものを根室管内で発足させます。それは、各教科の免許を持っている先生方が集まりまして、例えば社会科であれば六、七人集まります。そして、教科書について一つずつ調査をしてみたいです。特に、根室管内1市4町が使う教科書として、どの教科書が一番適当なのかということを決めるときに非常に重要なのが、この北方領土問題であります。北方領土のことを詳しく、できるだけ詳しく記述してあるものを採択するように仕向けるというか、気をつけております。そして、それを決定するのは、1市4町の教育委員長5名で採択委員会というものをつくって決めます。

それで、来年度、中学校で採択される予定の教科書ですけれども、例えば北方領土について、このような記述があります。「日本の領土であるにもかかわらず、現在、日本人が住むのこのできない島々があります。それは、北海道の東に位置する歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の島々で、これらを北方領土と呼びます。北方領土は、1945年の第2次世界大戦の終結後にソ連に占領され、ソ連の解体後もロシア連邦によって不法に占拠されています。また、日本とロシア連邦との間には、現代まで平和条約が結ばれていません。日本政府は、ロシア連邦政府に対して北方領土の返還を求めています、いまだ実現されていません」、地理の教科書ですけれども、9行にわたって書かれております。

それと同じように、歴史の教科書にもちょっとした記述があります。さらに、公民の教科書にも北方領土問題として記述があります。

このようにして、それぞれの会社では必ず北方領土問題を入れることになっておりますので、今回選ばれる予定の教科書も、その中では教えることが十分可能です。

さらに、別海町といいますか、別海町の教育委員会で発刊し、昨年に改訂させていただ

きました社会科副読本「べつかい」においても、日本の固有の領土として、北方領土、千島の島々の開拓の歴史、島の位置と広さ、自然、産業、生活、北方領土の学習など、16ページにわたり取り上げさせております。これがこの本なのですけれども、16ページにわたって、北方領土、千島の島々、島と広さ、島の自然、島の産業、農林畜産業、島の生活、そして、択捉島に住んでいた人の話、北方領土の学習を続けましょう、北方領土の話、ビザなし交流が始まるまでのビザなし交流の様子、北方墓参の訪問、私たちの北方領土、日本の隣国を調べてみよう、というふうに16ページにわたって詳しく記述されております。これは、大体小学校3、4年生が使う予定の副読本です。

ですから、学校としては、問題になるのは、北方領土を教員がいかに詳しく知っているか、それをいかに正しく子供たちに伝えるか、これが一番重要なことであります。これについては、根室管内でも北方領土研究会がありますので、そちらのほうで勉強している先生もおりますし、間違いなく正確な情報が子供たちに伝わっていると確信しております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、教育長のほうから大変詳しく答弁がありまして、我々の時代よりも非常に詳しく今、教科書に載っているのだなど。我々の時代はそんなに詳しく載っていなかったのかというふうに今ちょっと思いながら質問しておりますけれども、それで、北方領土のもと島民の方というのはかなり高齢になってきていると。

そういった中で、もと島民の人の話を聞く機会というのはだんだん減ってきているのかなというふうに思うのですけれども、現在、もと島民の方、直接そこで暮らされてきた方の話というのが、我々も聞くべきだし、子供たちも聞くという、そういう機会が大切だと思うのですけれども、現在どのような取り組みをしているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 西原議員の質問にお答えいたします。

北方領土問題の取り組みですが、上西春別中学校では、毎年5月に「ふれあいトーク宅配講座」で、町職員を講師に「なるほど納得！北方領土」というタイトルで講座を実施して、領土問題を学習しています。

また、根室管内1市4町で構成しております北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会が、北方領土の正しい理解と認識を身につけることを目的として、根室管内の児童・生徒を対象に、もと島民の講話や納沙布岬の視察などの領土学習を実施する「北方少年少女塾」を開催しております。

昨年度は、全体で22回開催され、管内で922名の児童・生徒が参加いたしました。別海町からは五つの中学校と四つの小学校で264名の児童・生徒が参加して、北方領土の学習に取り組んでおります。

さらに、根室振興局の北方領土対策根室地域本部では、2月7日の北方領土の日の前後に、根室管内の中学生を対象に、みずからが参加し、次世代の若者の視点から、北方領土返還へのかぎとなるような取り組み等を討議する「北方領土サミット」を開催しております。

このサミットは、北方領土問題の解決に向けた中核となる地域、また、北方領土返還要求運動の中心として、根室管内における返還要求運動の継承及び次世代の後継者の中核となる担い手の育成を図ることを目的として開催しております。この中で、もと島民の講話を聞いたり、意見交換をしています。平成23年度は、町内の3中学校で5名の生徒が参

加しております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、部長のほうからいろいろな取り組みというのが聞かれたわけですが、わかりました。これ以上のことは、ちょっと勉強不足で、今後また質問したいと思います。

ちょっと時間余りましたが、以上で、質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、西原浩議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで、1時まで休憩をいたします。

午後 0時04分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（渡邊政吉君） 時間前でございますけれども、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは次に、3番森本一夫議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は、一問一答方式であります。

○3番（森本一夫君） 初めての質問でちょっと緊張しております。緊張して言葉がわからないかもしれませんが、ゆっくりと質問させていただきます。よろしくお願いします。

本年3月11日に発生した東日本大震災により多くの方々がお亡くなりになり、ここに哀悼の意を表したいと思います。

建物が被害に遭い、多くの方々が仮設住宅での生活を強いられており、その心労ははかり知れないものがあります。このことは、我が町においても他人ごとではありません。

そこで、通告に従い、次の2点について質問させていただきます。

一つとして、町民のライフラインとしての、町は、水道の安全・安心で、安定した供給の実施に努められております。

市街地については、近代化整備事業により、一部を除き耐震化が完了し、現在、農業用水は、環境保全型かんがい排水事業により、西部、南部及び北部で事業が進められております。

しかしながら、別海浄水場は事業の対象とならず、昭和42年に供用開始後、一部改修により、その機能を維持しております。

建物の経年劣化により、浄水機能が低下してきていると思われることから、水道の根幹である浄水場が地震により被害を受けた場合、水道管が耐震化されても、配水池に貯水された水道水しかありません。

このことから、浄水場の新設または改築について、どのように計画されているかお尋ねします。

○議長（渡邊政吉君） 建設水道部長。

○建設水道部長（根本幸三君） 改修計画についてお答えをいたします。

別海浄水場は昭和49年に完成しております、その間、大規模な改修は行うことなく、35年以上経過をしております。議員おっしゃるとおり、経年劣化が進んで、耐震化もされていないことから、現在、行われている国営環境保全型かんがい排水事業での浄水

場の新築、大規模改修を要望しておりましたが、残念ながらこの事業での採択条件に該当しないとのことでありました。

このことから、浄水場新築の場合、浄水場だけでおおむね40億円ほどの事業費がかかります。また、耐震構造への改築についても同程度の経費がかかるというふうになっております。

当分の間は、施設の長寿命化措置をしようということで、平成20年度に水道事業単独で、別海浄水場及び取水地の機能診断を実施したところであります。平成21年度に、その調査結果に基づきまして、浄水場改修及び貯水池増設工事を実施すべく計画していたところでありますが、釧路開発建設部から、ほかの国営事業での浄水場建設を検討しているとの情報もありました。

近年の北海道開発予算を取り巻く環境は厳しい状況であります。今後も開発のほうに要請を続けていきたいというふうに考えております。

また、国営事業で採択されなかった場合におきましても、現段階での考え方ですが、施設の長寿命化対策に主眼を置きまして、15年、20年という長い期間で考えていきたいというふうに考えていますし、施設の一部補修、機能強化対策を進めなければいけないというふうに考えております。その間も有利な補助事業があれば、それを活用していきたいというふうに考えております。

それから、一方、西春別浄水場のほうですが、これも昭和49年に建設をされておまして、約40年を経過しておりますが、小規模な施設でありますし、順次補修を進めているところであります。今後、引き続き、計画的に施設の延命化を図っていききたいと思っておりますし、開発建設部に対しては、現在、2水系あって、別海浄水と西春別浄水というふうになっております。水源を1カ所に集約して、別海浄水のみで水道水を供給できる施設をつくっていただけないかということで要望しているところでありまして、この要望が通れば、別海浄水、西春別浄水のことは解決するのかなと思っています。先ほども申しましたが、開発建設部に対する要望を強めていきたいというふうに考えています。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 補助制度なのですが、開発建設部、1カ所で、今、国営の関係で対応されていると思うのですけれども、ほかにいい補助制度、町に有利な補助制度というのは、何か検討されているのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 建設水道部長。

○建設水道部長（根本幸三君） 現在のところ、なかなかないのが現状でありまして、道なり開発のほうにいろいろ情報をいただくということをお願いをしているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） ぜひ早くに浄水場を改修していただきたいということをお願いして、次、2点目に入ります。

2点目は、釧路沖地震、北海道東方沖地震と、大きな地震が発生し、その時点では、道路、水道施設が大きな被害を受けました。

近年は、水道施設の維持管理については、事務の効率化ということで、民間業者に業務委託をされております。

しかしながら、水道に限って考えると、水道管というものは地下にございまして、埋設されているというので、地震により漏水被害が発生すると、その場所の特定にかなり難し

いものがあるというふうに思われます。いかに早く漏水箇所を発見し、修繕することが被害を小さくするという対処方法であるので、委託業者への委託業務は、建物、例えば管理センター、それから浄水場、配水池等の施設の維持管理がメインというふうに考えております。広域に漏水被害が発生した場合は、1次産業はもとより、町民生活に多大な影響を与えることになります。

災害発生時の対応について及び復旧にかかわる体制はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（渡邊政吉君） 建設水道部長。

○建設水道部長（根本幸三君） お答えをいたします。

災害発生時の体制であります。基本的に、別海町地域防災計画に基づき、水道対策班ということで、マニュアルに沿って対応することになります。議員も先ほどおっしゃいましたが、この釧路沖等、2回の地震におきましては、水道にいた経験者等に集まっていたいて、みんなで探して歩いたというのが現状であります。それと同じような対応にはなるかと思いますが、復旧に対する取り組みでありますけれども、別海町と別海町建設協会で協定をしております。水道事業におきましても、別海町指定給水装置工事事業者、町内、9社と、復旧活動、それから資材の供出、給水活動等の協力にかかわる協定をしております。これにより、指定給水装置工事事業者は、我々水道事業職員とともに復旧活動を行うことになります。

あわせて、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会というのがありまして、そこにおいても、道東地区の39市町村ですが、災害時相互応援に関する協定をしております。会員相互の応援協力体制が整っております。被害状況によっては、全道規模の応援や協力を受けることになろうかというふうに思います。

災害発生時には、それぞれの機関、組織等の協力を得ながら、早急に復旧に向けて努力しなければならないというふうに考えておりますし、また、平常時においても、職場の会議等で災害時のシミュレーションをどんどん繰り返しながら、災害に備えていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 私も町のほうで、水道で12年間仕事をさせていただきました。その間、水道施設の維持管理の経験者が多数いて、人事異動により他所に異動しております。そういう人たちをあわせて、そういう対策について対応されてはいかがかということで、ちょっと提案させていただきました。私、ちょっと時間は短かったのですが、水道に限って質問させていただきました。よくわかりましたので、これからはよろしく願います。

質問、終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、森本一夫議員の一般質問を終了いたします。

それでは次に、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は、一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

一つ目として、役場庁舎内での原爆展開催についてです。

戦後66年がたち、戦争を知らない世代が多数を占めるようになりました。戦争を体験した世代の中で、今、自分の体験を伝えなくてはと、重い口を開き、語り始める方がおられます。

別海町では、その体験が一つの紙芝居として知られるようになりました。1枚1枚の絵が見る人に沖縄での戦争の実態を語りかけます。実際を知らない世代は、その絵から戦争のむごさを想像するしかありません。

二度と戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意した日本は、この現実から目を背けることなく、直視することが必要だと考えます。

別海町の教育委員会には、その想像を助けてくれる原爆の実態を写した写真があり、被爆地を歩いた人が現状を描きあらわした絵が保管されています。

別海では、ことし、原爆展実行委員会が別海町と教育委員会の後援を得て、18回目の原爆展を開催しました。

また、図書館でも「戦争苦難に学ぶつどい」の中で原爆写真展も開かれ、訪れた方が真剣な表情で説明文を読まれていました。

世界で、脱原発と脱原爆へのかじを切り始めている中で、原爆による放射能が人間や生きるものすべて、そして、地域社会に与えた影響を知ることは大切なことだと考えます。

ぜひ町民が訪れる、そして、多くの職員が働く役場庁舎内で、別海町教育委員会が保管する原爆写真展の公開が望まれています。いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） この問題につきましては、瀧川議員、平成21年第3回定例会において御質問がございました。そのときに教育長のほうから答弁をしております。したがって、今回の御質問につきましても教育長のほうから答弁をしていただきたいと思います。

なお、教育長と私、考え方には相違ない、違いはございませんので、そのことを申し添えさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） それでは、教育長。

○教育長（山口長伸君） 今の町長からの答弁については、役場庁舎は町の主管ですということで、町長のほうから私のほうに振れられたという意味です。

平成21年度、今から2年前に、第3回定例議会で、瀧川議員からの一般質問の中でも、役場ロビーで教育委員会が主管する原爆と人間展のパネルを公開してはどうかとの御提案を受けております。

私は、この御提案に対して、役場のロビーは、不特定多数の住民が行き交う場所であるということから、町民に原爆の悲惨さを知ってもらう機会としては絶好の場所ではありますが、その一方で、写真の一部は極めてショッキングなものであり、役場ロビーを訪れるその不特定多数の人たちの中には、そうした写真を見ることに精神的に耐えられない人もいると考えられるため、展示するパネルを厳選したり、展示方法を工夫したりする必要がある、そうした状況が整えば、機会を見て行いたいとお答えいたしました。この考えは現在も変わっておりません。

ショッキングな写真、それぞれ見方があります。ここまではショッキングだけど、そうでもないという人や、子供や、あるいは妊婦さんが見て、そのときぼっと入ってきて、それが目に入ったという、今までの公民館でやる場合とはちょっと違うと思うのです。つまり、公民館でやる場合には、わざわざ見に来るといった人が多いと思います。役場庁舎の場合には、何かほかの用事があって来て、あらっと立ち寄る、そんな雰囲気が強いかなと思います。そういった意味で、不特定多数という言葉を使うのですけれども、ショッキングな写真が来庁者の目に、意図せずに入ってしまうようなことがないように展示の工

夫をしていく必要がある。それが可能であれば、役場ロビーで原爆と人間展のパネルを展示、公開できるよう検討していきたいと考えております。

御質問の中にもありましたように、ことしは、図書館と東公民館で、原爆と人間展のパネルを活用した展示会やイベントが開かれました。中央公民館、西公民館、そして、ことしは東公民館、そして図書館と、だんだん展示する会場がふえてきておりますし、いろいろな人が目に触れたのではないかと思います。

また、ことし8月に実施しました「ふれあいの翼」、これは、友好都市であります枚方市へ行くこと、中学生が枚方市へ行って、枚方市の中学生と友好を深めるというのが主目的でありますけれども、そのついでにと言ったら語弊がありますがけれども、広島原爆平和記念資料館を訪れました。15名の中学生です。その中学生は、感想文の中に、枚方市のことよりも、原爆記念資料館のことを、本当にショッキングだったけれども、印象に残ったという感想文を書いてきております。ですから、中学生ぐらいになると、ある程度しっかり見ることができるのではないかと思います。さらに、町内の中学生15名が被爆者から、広島市内に住んでいる被爆者から直接お話を聞いております。

教育委員会としましては、今後も引き続き、原爆と人間展のパネルの公開、活用、貸し出しを図り、町民が戦争の歴史を知る機会を設けていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 前回質問したときにも、お答えをお聞きしていて、ショッキングな写真というのが展示に値するとか、展示していいのかどうかということをお聞きしていました。

東公民館で開かれた18回の原爆展のときには、お借りした写真、それから、手持ちの写真を100枚ほどすべて展示したのですが、小さな子供たちも見に来てくれます。

教育委員会としては、そのショッキングな写真はどのようなものかというのを、多分40枚あると思うのですが、そのことについて、展示していい写真なのかどうかということについて確認作業、もう大分月日がたっていますので、教育委員会として確認作業は行われているのかどうかということについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） お答えいたします。

確認作業というのはしておりません。どれがショッキングかどうかは、それぞれ皆さん違います。私が見て、これとこれ、瀧川議員が見て、これはちょっとという、いろいろ見方は違うと思いますので、一概に、これはだめ、これはショッキング、これは違うというふうには選別できないかと思えます。あえて確認はしておりません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今のお話ですと、ショッキングなのは展示できないということなのですが、確認作業もしていない。人それぞれによって感じ方が違うということになると、別海町のロビーでは永遠に原爆展が開かれないで終わってしまうのかなというふうに思えます。

別海町では、平和の町宣言もしていますし、町長は、平和市長会議にも早く参加されていますし、広島、長崎の議定書ということにも参加していますので、そういう意味から

いっても、別海庁舎のロビーで原爆展を開くというのは、本当にそういう意味からも大切な取り組みになるのではないかと思いますのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 決してしないと言っているのではないのです。つまり、皆さん方が通るロビーです。通るので、ちょっと隠すわけではないですけれども、例えば壁側に置くとか、そういう措置をすれば可能かなというふうな、要するに工夫をしていけばいいのではないかということなのです。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） それですと、原爆展にわざわざ来る方もいらっしゃるでしょうし、見たくないという状況の方は見なくて済むということもあると思いますので、ぜひ展示場所とか、いろいろ工夫していただきながら、それでも、ショッキングで、これは見るにたえないと思うような写真がもしあるとすれば、取り除いていただきながら、本当は取り除いていただきたくはないのですけれども、取り除いていただく必要があると判断されたときは、それをしながら、原爆と人間展という貴重な写真を展示していただく機会を早く設けていただきたいと思います。

また、教育委員会で実行できるというのがかなり大変ということになりましたら、役場庁舎ではコンサートなども開かれているということもありますので、この間、図書館でくさぶえさんや九条の会員の方などの協力して、草の根で原爆展の展示をしたような形で開くということも一つ考えられると思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

二つ目として、バイオマスタウン構想の今後についてお聞きします。

平成12年度に中西別バイオガスプラントは試験研究のため、独立行政法人北海道開発土木研究所、後に、寒地土木研究所に名称が変更されましたが、建設しました。

試験期間は、平成12年度から平成16年度まで行われました。平成18年には、別海町バイオマスタウン構想書が出され、前年、平成17年からは、寒地土木研究所、別海町、民間会社の三者で、別海資源循環施設として共同研究が行われていると、平成20年9月に視察時に聞いています。

今年度、町長の行政執行方針では、実証試験期間が平成22年度で終了したことを受け、現在は、施設を無償貸与を受けながら運転しており、年度内譲渡に向けた手続を進めるという方針を出されました。

そこで、まず一つ目にお聞きします。積雪寒冷地におけるバイオガスプラントの研究成果の概要が平成17年8月に出されています。発酵条件とガス発生量、エネルギー収支、消化液の効果、使用法、安全性、経済的成立条件、環境負荷削減条件など、寒冷地でありながら、全体によい結果が示されています。

現在も同様、または、それ以上の成果を上げているかについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答え申し上げます。

別海町では、中西別の資源循環施設でございますけれども、北海道開発土木研究所が平成12年度から16年度までの5年間、研究をしております。平成17年度からは、実証

試験施設として、北海道開発土木研究所、後に、寒地土木研究所でございますが、別海町及び産業廃棄物処理業者の三者で共同研究を平成22年度まで行っております。

平成16年度までは、研究機関ということもありまして、家畜ふん尿のみの受け入れで、参加農家さんの処理料で運営してまいりました。平成17年度からは、町内にある乳業工場の残渣、また、汚泥等も受け入れをいたしまして、採算性を重視した運営となっております。

現在の成果につきましては、平成17年度より乳業工場からの残渣等を受け入れたことによりまして、収入が大幅に向上したため経営が安定しており、かつ良好な発酵でガスが発生しており、安定した稼働をしているところでございます。

また、環境負荷の軽減として、消化液の効果で化学肥料の使用量の削減も実証されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 平成12年度から16年度まで検証されていて、研究成果概要というのが北海道開発土木研究所から出ています。これは、2005年で、平成17年になるのでしょうか、そこのところでは、プロジェクトの課題というのが上がっていて、効率的なふん尿の搬入が必要だとか、総合的な経済性の検証が必要だとか、いろいろなことが出ているのですけれども、検証の段階で多くの課題が出されました。それはまた、トラブルの発生ということにもつながる部分もあると思うのですけれども、今までこの施設の中でトラブルの発生というのはなかったのでしょうか、もしありましたらお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

具体的なトラブルということでございますけれども、研究機関等を通じまして、機器類等について、修繕を要するような事例がたくさんございます。また、修繕に当たりまして、外国製の機器が多かったということもありまして、かなり修繕・修理に四苦八苦をしたような事例がございます。現在、手持ちに具体的な資料を持ってきておりませんので、具体的にお答えできませんけれども、そのような形での修繕・修理は多々あったというふうに聞いております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この間、少しお聞きしたことがあったのですけれども、平成20年には施設の延命をかけて、2,000万円をかけて修繕が行われたというようなことも聞いています。かなりこの施設に対しては、大分年月もたっていますので、劣化もあると思います。

延命をかけての修繕費用もあるというふうに考えているのですけれども、別海町は本当に寒冷地ですので、暖かいところだと、発酵するのにもそんなに加温する必要はないと思うのですけれども、寒冷地だからこそ必要な支出があるのではないかなと思うのですけれども、そうした支出というのは、年間どれくらいあるのかお聞きます。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、寒冷地ということで、発酵については加温の部分が必要になってくるということございまして、ガス等を利用しながら加温ということもありますが、施設管理で、特に重油代等の燃料費ということで変わってくる部分がございますけれども、

大体300万円ほどの加温代といいますか、重油代がかかっているというような現状でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 運転はまずうまくいっているということですが、修理とか、いろいろな寒冷地独特の費用がかかっているということもわかってきました。

二つ目として、年度内に譲渡を受ける手続を進めるということですが、視察時、19年に視察しました。耐用年数について、そのときにお聞きしたところ、10年から13年という説明がありました。この耐用年数について、どの場所について聞いたのかというのはちょっと私、覚えていなくて、そのメモだけが残っているのですけれども、そのほかに予想外の修理もあり得ると聞いています。耐用年数が来るのはそんなに遠くありませんが、現在の施設の状況はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 答えいたします。

平成22年度の修繕費用、約500万円でございますが、内訳は、ポンプや計測機器の修理及び施設機器の消耗部品の取りかえ等となっております。

ただし、過去には、先ほどお話ししましたように、熱交換機の故障や雷の害による計測機器の故障、また、発電機の修繕で、研究実証施設ということもあって、多額の修繕費用を要したことがございます。

今後の見通しにつきましては、機器の耐用年数が既に過ぎて、更新をしたものもございます。システムでございますので、一概には言えませんが、発電機については、現在、リース契約となっております、故障修理も含めての契約となっております。

いずれにいたしましても、部分的な機器の故障、システムでございますので、あるにせよ、通常のメンテナンスで故障を未然に防ぐ、そういう管理体制を構築してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今この施設の中で、発電機は外国製で、費用負担が大きくて、リースになったということをお聞きしました。そのほかに、国産製ではなくて、外国製で、修理するのに時間もかかるとか、費用が大きくかかるというような設備というものはあるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと瀧川議員に申し上げます。先ほどもそうですが、細かい項目によって、通告にないものですから、係のほうで時間がかかると思いますので、なるべく今後、通告に細かく記入をお願いします。

産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 答えいたします。

この施設自体は、そもそも外国の機器が非常に多い施設でございます、先ほど言いました熱交換機等についても外国の製品ということでございます。

ただ、メンテナンスについては、道内の中でできるだけできるような形で、現在では取り組めるような形になっております。全面的な取りかえとなると多少時間はかかると思いますが、メンテナンス、修繕等については、できるだけ道内の業者さんで対応できるような形というふうに考えてございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 外国製が多いということで、不安材料も少し残っているのだと感

じています。

3番目として、譲渡を受け、維持管理をすることになれば、機器の管理に精通した人材が必要となると考えますが、人材確保はどのようになるかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 現在、資源循環施設は、従業員の方2人で運営をしております。現場に精通した従業員で管理をしてございまして、通常の運転管理につきましては、施設の仕組みだとか、家畜ふん尿及び乳業工場からの副資材の受け入れ、また、堆肥化施設の管理や運転の状況の把握と多岐にわたっておりますけれども、すべてにおいて熟練した従業員の方でございまして。簡易な機器の故障についても対応しております。複雑な機器の故障やシステムの故障及び電気系統の故障だとかガス系統の故障については、専門的な知識が必要となりますことから、メーカー等の職員の派遣で対応させていただいております。

先ほども申しましたように、すべての機器の故障の対応につきましては、北海道内のメーカーで対応が可能であるということで、運転の欠落期間を最小限にとどめる体制となっております。今後も以前と同様に安定的な運営が見込まれるというふうを考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） トラブルが起きても対応できる、内容に精通した人がいらっしゃるということを聞いて、一応安心しています。

四つ目に移ります。

今後、施設の維持管理費がかかることで、これまで利用していた酪農家さんにとって過大な負担になる可能性はありませんか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

現在、利用者の負担といたしましては、スラリーがトン当たり500円、堆肥がトン当たり700円ということで処理費用をいただいております。スラリーについては、平成12年の運用開始から費用は変わっておりません。堆肥については、処理費用を平成23年度から、今年度からですけれども、トン当たり500円から700円と、利用者の了解をいただいた上で値上げをしております。

また、過年度においても収支は均衡で推移しておりまして、現在のところ値上げ等は考えてございません。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 済みません、私、聞き漏らしたかもわからないのですが、酪農家さんにとって過大な負担になる可能性があるということの中で、施設の管理上、大きな修理が生じたとき、その費用について、酪農家さん負担率というのはどのように考えておられるのでしょうか。全く負担しなくて済むのか、町が負担してくれるのか、その辺のところはどのようになっていますか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） なかなか今の、予想上の質問でありますので、ちょっと答えにくいところがありますが、そのことについては、その状況に応じて、これから管理運営をしていく皆さんと協議していくということで対応していくことになるのかなと、そのように

思っております。お互いどの程度の被害、故障、あるいはいろいろなことが考えられると思いますが、その状況に応じて協議していくということだと思います。管理運営するほうからも多分相談もあろうかと思いますが、そのときに対応してまいりたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 状況に応じて対応ということなのですが、ぜひ利用農家さんの負担にならないような方法で進めていただければと考えています。

五つ目です。バイオマスは広い範囲に存在しています。収集の労力や時間と費用が多くかかるという難点があり、事業を行っていく上で経済性が懸念されています。発生源で活用することで、経済性を向上させようとする自治体もあります。

別海町では、1戸の酪農畜産家の飼養頭数も多く、小型分散型にしていくことも十分考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

別海町では、別海資源循環施設を共同型施設といたしました。また、酪農研修牧場に設置しております施設を個別型施設として分類してございます。

共同型施設で行うほうが採算面では効率的であると言われておりますが、個別型施設では、エネルギーの弾力的な運用が可能で、他からの原料受け入れがない分、安全だと言われております。

どちらにいたしましても、導入される農家さんの意向を尊重して、あくまでも多様化する酪農形態の用例として進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 小型分散ということでお聞きしましたが、今の施設、余りにも大き過ぎて、無償で譲渡されたとしても、維持管理が大変になるのではないかと考えています。小型分散型にするということは、大事なこれからの選択肢の一つだと考えています。利用酪農家さんの負担軽減をする方向として、今後、こういった方向性が一番よいのかというのを、現在の施設を運転継続しながらも、問題点を見詰めて、探っていく必要があると考えています。

時間をかけて施設の、一つの方法としては、閉鎖として、小型分散化、各戸がその施設、ふん尿の施設をつくっていくというようなことも検討していく必要があるのではないかとこのふうにも思うのですけれども、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 議員御指摘のとおり、個別分散型という選択肢も捨てているわけではございません。

ただ、農家さんの意向といたしまして、自分のところでふん尿の処理をしないで、共同型の中で、自分のところで置かないで、持って行って処理をしたいという方もいらっしゃいます。そういう形の中で、先ほどお話ししましたように、農家さんの意向を尊重しながら、個別分散型が悪いというわけではございませんで、個別分散型にも道を開いていくような形で考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今の施設を利用されている8戸の酪農家さんには、重要な位置を占めていますので、ぜひ安全で安心できる運転を続けていただきたいと思います。

六つ目として、経済性のほかにも重要なことがあると考えています。8月に、自然エネ

ルギーで町おこしをしている岩手県の葛巻町を訪ねてきました。牛のふん尿については、自然エネルギーを利用しているということで、ふん尿の処理、特に、臭気対策が第一目的だったとされています。処理されたふん尿に臭気は全くありませんでした。

数値化できない価値の評価ができることは重要だと考えています。環境価値、環境教育の向上、景観、観光振興など、間接的・副次的効果も検証していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 瀧川議員の御質問にお答えをいたします。

岩手県の葛巻町での視察での事例を今、ということでお話があったところでありますが、岩手県の葛巻町におきましては、家畜ふん尿によるバイオガス施設のほかに、木質バイオマス発電設備、太陽光発電設備、また、風力発電設備等を設置されておりまして、クリーンエネルギー生産の町を目指しているということを聞いております。

別海町においても平成18年に、葛巻町を先進地として視察をいたしております。中村葛巻町長さんについては、厄介なものを役立てる発想、それと、町民がエネルギーと環境を考える絶好な機会となったことが効果であると述べておられました。

また、家畜排せつ物の処理は大きな課題でありまして、環境に配慮したまちづくりを目指すともおっしゃられていたところであります。

別海資源循環施設におきましても、家畜ふん尿の嫌気性発酵による肥料削減効果、また、エネルギー自給効果及び臭気削減効果も顕著に実証されてきております。

特に、臭気削減効果につきましては、不快なおいなどが大きく削減をされております。議員がおっしゃるとおり、臭気削減についての評価としての数値化、これは難しいことですが、実効性のある成果として評価すべきことと考えております。

一方、エネルギー資源に乏しい管内においては、ふんだんにあるふん尿をエネルギー資源として再活用を目指す別海資源循環施設につきまして、環境に配慮した生產品の付加価値としての活用、毎年行っている中学校への環境教育、また、施設視察による教育手段としての活用、また、災害に強いまちづくりの一環として、また、観光振興の素材として、今後活用してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 環境教育とか景観、観光振興など、いろいろなことが必要だと思うのですが、別海町では、まだまだふん尿散布のときに強烈なおいが残っていると考えています。このバイオガスのところでは、臭気は削減されるということだったのですけれども、季節によってはかなり強い臭気が漂っています。

景観とか観光振興などにかかわって、今後、いろいろなことを検証していく必要があると思うのですが、何か臭気に対して対策をとられるというようなことを考えておられるかどうかについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） 今、御質問にお答えいたしたいと思いますが、臭気対策の関係につきましては、別海町、以前からの懸案事項ではないかと思えます。それに伴いまして、町では臭気対策協議会等を立ち上げまして、臭気の対策について検討を進めているところでございます。

また、中山間事業等でも臭気対策について、具体的な消臭剤等の効果を実証いたしまし

た。結果的には、すべてにきくような、そういうものについては発見できるというか、そういう形にはなりませんでしたが、そのほかに、臭気対策について、臭気対策協議会の中で検討していくということにされているところでございます。

基本的には、各農家さんの努力の中で、できるだけ発酵を促進していただくということが基本になるかと思えますけれども、そういう形の中で、資源循環施設が子供たちの教育の場、バイオガспラントということで、教育の場として、また、環境の部分で貢献できるものであれば、そのような形での施設として進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今後この施設が継続して使われていくということになると思いますので、その価値を十分利用していただいて、臭気対策もしていただいて、そして、いい環境にしていきたいと思えますし、ここを見に来られた方が、いい勉強の場となるように、いい意味でも悪い意味でも、いい勉強の場となるようにしていきたいと考えています。

以上で、質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日は本会議は休会となります。なお、午前10時から各常任委員会の開催が予定されていますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時51分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員